

本件連絡先

泉南市健康福祉部広域福祉課

介護事業者担当:

TEL:072-493-2023

Mail: koufuku@city.sennan.lg.jp

令和2年1月10日

泉南市報道資料提供
報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦
(広報担当: 古木)

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の行政処分について

介護保険法の規定により、指定事業者の取消し及び指定の一部の効力の停止が行われた事業所について報道提供を行います。

記

1. 指定取消等対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子 (たかみや れいこ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2-① 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションつどい
(訪問介護、第1号訪問事業)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日(訪問介護)
平成29年10月1日(第1号訪問事業)
- (4) 介護保険事業者番号 2775601681

2-② 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアプランセンターつどい
(居宅介護支援)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601673

3-① 指定取消年月日

ヘルパーステーションつどい 令和2年1月10日

3-② 指定の一部の効力の停止年月日（新規利用者受入れ停止）

ケアプランセンターつどい 令和2年1月10日から令和2年4月9日

4-① 指定取消理由

ヘルパーステーション つどい 別紙①のとおり

4-② 指定の一部の効力の停止の理由

ケアプランセンター つどい 別紙②のとおり

指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定の取消しについて

令和2年1月10日（金）

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子（たかみや れいこ）
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーション つどい（訪問介護、第1号訪問事業）
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日（訪問介護）
平成29年10月1日（第1号訪問事業）
- (4) 介護保険事業者番号 2775601681

3 指定取消年月日 令和2年1月10日

4 指定取消の理由

① 不正の手段による指定申請

【介護保険法第77条第1項第9号】

訪問介護において、新規指定申請時にヘルパーステーションつどいの従業員として勤務する見込みのない者を、常勤の介護職員として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で2.5以上を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。

② 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

ア 平成29年10月から平成29年12月までの期間（平成29年10月1日等）に、利用者に対する訪問介護において、勤務実態のない従業員の名前を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき介護給付費を請求した。

【介護保険法第115条の45の9第1項第2号】

イ 第1号訪問事業において、平成30年5月から平成30年11月までの期間（平成30年5月5日等）に、同居家族のサービス提供を禁止されていると知りながら、従業員が、その同居家族である利用者に提供したサービスにつき、介護給付費を請求した。

③ 虚偽報告

【介護保険法第77条第1項第7号】

訪問介護において、令和元年9月20日に実施したヘルパーステーションつどいへの立ち入り監査（介護保険法第76条第1項の規定による検査）において、勤務実態のない者が勤務していたかのように装

った勤務実績表を提出し虚偽の報告を行った。また、勤務実態のない者が行ったとするサービス提供記録及び同人の資格者証の写しを提出し、もって、虚偽の報告をした。

④ 法令違反

【介護保険法第115条の45の9第1項第6号】

第1号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護において、上記①、②ア、③に記載のとおり、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市に対し、平成29年11月から令和元年9月まで不正に請求し受け取った介護給付費7,469,023円を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額（介護保険法第22条第3項）を加算して支払わせる。

指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止について

令和2年1月10日（金）

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止をしましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子（たかみや れいこ）
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアプランセンター つどい（居宅介護支援）
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601673

3 停止する指定の効力

指定の一部の効力（新規利用者受入）の停止3か月間
（令和2年1月10日から令和2年4月9日）

4 指定の一部の効力の停止の理由

①不正請求

【介護保険法第84条第1項第6号】

訪問介護（ヘルパーステーション つどい）において、平成29年10月から平成29年12月までの期間に、勤務実態のない者がサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成することが不正請求にあたりと知りながら、当該計画を適切に変更する対応をせず給付管理を行い、居宅介護サービス計画費を不正に請求した。

②不正・不当行為

【介護保険法第84条第1項第11号】

訪問介護（ヘルパーステーション つどい）において、不正請求（下記に記載）を行っていることを知りながら、「介護保険法（平成9年法律第123号）」第8条第24項及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）」第13条第13項に規定する対応をせず放置し、給付管理を行い、もって、訪問介護事業所の不正を幫助した。

記

訪問介護において、平成29年10月から平成29年12月までの期間（平成29年10月1日等）に、利用者に対する訪問介護において、勤務実態のない従業員の名前を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき介護給付費を請求した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市に対し、平成 29 年 10 月から平成 29 年 12 月まで不正に請求し、受け取った介護給付費 13,530 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。

本件連絡先
泉南市 健康福祉部 広域福祉課
障害事業者担当
電 話 072-493-2023
F A X 072-462-7780

令和2年1月10日

泉南市報道資料提供
報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

標記事案について、下記の事業者宛て通知しましたので、お知らせします。

記

事業者名：合同会社HOPE
代表者名：代表社員 高宮 礼子
所在地：大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
事業所名：ヘルパーステーション つどい
内 容：別紙のとおり

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

令和2年1月10日（金）

＜本件連絡先＞
泉南市 健康福祉部 広域福祉課
障害事業者担当
電 話 072-493-2023
F A X 072-462-7780

標記のことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 合同会社HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 対象事業所

- (1) 名 称 ヘルパーステーション つどい
- (2) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 事業所番号 2715601023
- (4) サービス種類 居宅介護（平成30年3月1日指定）
重度訪問介護（平成30年3月1日指定）
同行援護（平成30年3月1日指定）

- 3 指定の取消年月日 令和2年1月10日
(処分通知日：令和2年1月10日)

4 指定取消の理由

①不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスにおいて、新規指定申請時に「ヘルパーステーション つどい」の従業者として勤務する見込みのない者を、常勤の従業者として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で2.5以上の員数を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。

②他法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスと一体的にサービス提供を行うことができる介護保険サービスの訪問介護において、介護保険法に違反した。

5 その他

経済上の措置として、介護給付費を支給した町に対し、不正に受け取った4,423円の返還及び返還させる額に百分の四十を乗じて得た額1,769円（障害者総合支援法第8条第2項）を加算して支払わせる。